

令和 8 年度訪問介護員等補助者同行支援補助金 FAQ

事業について		
項番	質問	回答
1	本事業はどのような事業ですか。	訪問介護等を行う介護サービス事業者が、利用者又はその家族及び同居人からのカスタマーハラスメントに対応するため、複数人による訪問を実施した際に同行者に支払う謝金に対し、予算の範囲内において補助を行うものです。
2	事業の流れを教えてください。	複数人で訪問した際に同行者に支払う謝金（主担当とは別の訪問介護員・管理者・事務職員等、事業所の職員が同行する場合はその訪問に要した時間に対する給与相当額）について交付申請書を提出いただきます。事務局にて申請内容の審査を行った後、都が補助金受付の可否を通知（交付決定通知）します。その後、実際に訪問した際に同行者に支払った謝金について実績報告書を提出いただきます。事務局にて報告内容の審査を行った後、都が補助金交付の可否を通知（額確定通知）し、補助金を交付します。
3	申請方法を教えてください。	J グランツ又は郵送でご申請ください。なお、郵送の場合は印鑑証明書に登録された印鑑での押印が必要です。
4	補助金が交付される時期はいつ頃ですか。	令和 9 年 4 月～5 月頃となる見込みです。
5	補助金を受け取った後に必要な手続きはありますか。	消費税及び地方消費税の申告後、本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告が必要になります。仕入税額控除が 0 円の場合も提出が必要です。提出時期は令和10年度の予定です。時期が近づきましたら改めてご案内させていただきます。
6	補助金の書類は何年間保管する必要がありますか。	事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類（領収書等）を整理し、これらの帳簿・書類を、事業完了後 5 年間保管しておかなければなりません。

対象事業所について		
項番	質問	回答
7	対象事業所を教えてください。	交付申請日時点で都内において開設している介護保険法に基づくサービスを提供する事業所です。ただし、国又は地方公共団体が設置及び運営する事業所は除きます。 <u>（公設民営は補助対象）</u> ①訪問介護 ②（介護予防）訪問看護 ③（介護予防）訪問リハビリテーション ④夜間対応型訪問介護 ⑤定期巡回・随時対応型介護看護 ⑥（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ⑦看護小規模多機能型居宅介護 ⑧居宅介護支援 ⑨介護予防支援 ⑩介護予防ケアマネジメント
8	申請は法人単位ですか。事業所単位ですか。	事業所単位で申請ください。
9	出張所（サテライト）も申請できますか。	サテライトで発生した経費は本体事業所にて申請ください。
10	病院・診療所といった訪問看護・訪問リハビリテーションのみなし指定事業所は補助対象となりますか？	介護保険法に基づくサービスを提供しておりかつ介護保険法に基づくサービス提供のため、複数人で訪問した際に同行者に支払った謝金については補助対象となります。
11	複数のサービス種別を併設していますが、まとめて申請は可能ですか。	併設の場合でもそれぞれの事業所ごとに申請ください。

補助対象について		
項番	質問	回答
12	補助の対象となるのはどのようなものですか。	利用者又はその家族及び同居人からのカスタマーハラスメントに対応するため、令和８年４月１日から令和９年１月31日までに複数人による訪問を実施し、実績報告提出日までに同行者に支払った謝金です。なお、有償ボランティア等、同行者を新たに採用する場合のみならず、主担当とは別の訪問介護員・管理者・事務職員等、同一の事業所内の職員が同行する場合にその訪問に要した時間に対する給与相当額も補助の対象となります。
13	補助額はいくらですか。	１回の介護サービス等に要した時間及び訪問先と事業所との往復の時間に対する給与相当額で、時間単価1,700円が上限となります。補助率は3/4です。 例：時間単価1,600円、訪問に要した時間２時間（事業所から訪問先への移動時間含む。）を10回訪問した場合 補助対象経費：32,000円 補助額：24,000円
14	令和８年３月に訪問し、令和８年４月に謝金を支払ったものは対象になりますか。	補助対象外です。 令和８年４月１日から令和９年１月３１日までに訪問し、かつ令和８年４月１日から実績報告日までに支払を完了した経費が補助対象となります。
15	交付申請時にカスハラ対策として複数人で訪問する案件はあるものの、同行者が決まっていない場合、申請書はどのように記載すればよいですか。	様式別紙1-2の所要額内訳の記載について、「訪問日」及び「訪問者名」は「未定」と記載し、謝金の金額は想定される最大の金額を記載ください。（想定される金額が特にならない場合は１時間当たりの謝金の金額は「1,700円」と記載してください。）
16	交付申請時にカスハラ対策として複数人で訪問する案件はありませんが、発生に備えて見込みで申請することはできますか。	申請可能です。様式別紙1-2のカスハラの状況や複数人訪問に関する記載については、事業所として想定されるカスハラの状況を記載ください。所要額内訳の記載については、「訪問日」及び「訪問者名」は「未定」と記載し、謝金の金額は想定される最大の金額を記載ください。（想定される金額が特にならない場合は１時間当たりの謝金の金額は「1,700円」と記載してください。）
17	交付申請時には申請をしなかった利用者に対し複数人で訪問した場合、どうすればよいですか。	交付申請時には申請をしなかった利用者に対し複数人で訪問した場合は、速やかに事務局にご相談ください。
18	重度の体重超過など利用者の身体的理由により１人の訪問介護員でのサービス提供が困難と認められる場合に複数人で訪問する場合、補助対象となりますか。	補助対象外です。利用者等によるカスタマーハラスメントが発生している又は発生するおそれがあることから、利用者等によるカスタマーハラスメントから訪問介護員等の安全を確保するため、複数人で訪問した場合が補助対象となります。
19	利用者からの暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められ、複数人による訪問が必要なケースであり、複数人による訪問を行うことに利用者等の同意を得て介護報酬の加算等が算定できている場合は補助対象となりますか。	補助対象外です。複数人による訪問を行うことに利用者等の同意を得ることが困難であり、介護報酬の加算等が算定できない場合が補助対象となります。
20	介護サービス提供中、利用者と利用者の家族の間でのトラブルにより、利用者の家族に対し電話で強い口調で話すのを目撃した場合、利用者等によるカスタマーハラスメントが発生するおそれがあると判断できますか。	このケースの場合、利用者等によるカスタマーハラスメントが発生するおそれがあるとは認められません。判断に迷う場合は事前に事務局にご相談ください。
21	有償ボランティア等、同行者を新たに採用する場合で、１時間当たりの金額ではなく訪問１回当たりの謝金として支払った場合はどのように申請すればよいですか。	謝金の金額を訪問に要した時間（移動時間含む。）で除して１時間当たりの金額（１円未満の端数が生じた場合は切り捨て）を積算し、支払明細書の写し等の余白に記載して提出してください。

22	主担当とは別の訪問介護員・管理者・事務職員等、事業所の職員が同行する場合で、給与明細書の写し等に1時間当たりの謝金（時給）が明確に示されていない場合はどのように申請すればよいですか。	1時間当たりの謝金（時給）が明確に示されていない場合は、月額 of 給与額等から1時間当たりの給与額等（1円未満の端数が生じた場合は切り捨て）を積算し、給与明細書の写し等の余白に記載して提出してください。
23	従業員個人が雇用した有償ボランティアに対する謝金は補助対象となりますか。	補助対象外です。 謝金の支払明細書等の発行元が申請法人名又は事業所名となっているものが補助対象です。発行元が個人名となっているものは認められません。
24	他の補助金を活用した経費は申請できますか。	他の公的制度の対象となっている経費、他の制度により補助されている経費は補助対象となりません。同一の経費を、複数の補助金に申請することは認められませんので、ご注意ください。